

守山市スポーツ協会表彰規程

第1条 (目的)

この規程は、スポーツ活動を通じて、守山市スポーツ協会の発展に寄与したことが顕著であった団体及び個人に対し、その功績を讃えこれを表彰するとともに、守山市のスポーツ振興を図ることを目的とする。

第2条 (表彰の時期)

表彰は、スポーツ協会の創立記念式典及びスポーツ賞表彰式典において行う。

第3条 (表彰の手続)

表彰の手続きは、スポーツ協会役員及び連盟役員の代表又は学校長、自治会の代表より内申書若しくはスポーツ賞推薦書に記入の上、守山市スポーツ協会事務局へ提出する。

第4条 (選考)

推薦された内申書又はスポーツ賞推薦書の中から、守山市スポーツ協会常務理事会(表彰審査会)で決定する。

第5条 (表彰の種類)

1. この規程による表彰は、原則として次の3種類とし、その基準については下記条項の定めにより決定する。
 - (1) 功労賞
 - (2) スポーツ賞
 - (3) 特別栄誉賞
2. その他、会長が理事会の承認を得て決定することができる。

[功 勞 賞]

第6条 (対象者)

表彰の対象者は次のとおりとする。

1. 団体表彰は、連盟(協会・専門部)又は種目別チーム
2. 個人表彰は、スポーツ協会の役員又は連盟役員及び指導者
3. 過去に守山市スポーツ協会表彰規程第7条第1項から第3項に該当して受賞した者は、同じ条項での表彰対象とはしない。

第7条 (基準)

表彰は、それぞれ次の各項に該当するものに対して行う。

1. 第1条及び第6条に該当するもので、30年以上にわたり活動し、その功績が顕著なものに対して、スポーツ協会名誉功労賞を与える。

2. 前項に該当するもので、20 年以上にわたり活動し、その功績が顕著なものに対してスポーツ協会功労賞を与える。
3. 前々項に該当するもので、10 年以上にわたり活動し、その功績が顕著なものに対してスポーツ協会より感謝状を与える。
4. 前各項のほか、下記についてもスポーツ協会より感謝状を与える。
 - (1) 連盟会長が推薦し、常務理事会（表彰審査会）が承認したもの。
 - (2) 常務理事会（表彰審査会）で推薦し、会長が認めたもの。

[ス ポ ー ツ 賞・特 別 栄 誉 賞]

第 8 条 （対象者）

表彰の対象は、次のとおりとする。

1. 守山市内に居住しているもの。

第 9 条 （基 準）

被表彰者の該当期間は、前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までとし、次の各号に該当するものに対して行う。

1. 小学生については、県大会優勝若しくは近畿大会に入賞又は県及び近畿の予選会において、その代表として全国大会に出場した選手。
2. 中学生、高校生については、県大会優勝若しくは近畿大会に入賞又は県及び近畿の予選会において、その代表として全国大会に出場した選手。
3. 一般については、県民体育大会に優勝若しくは近畿大会に入賞した選手ならびに県及び近畿の予選会において、その代表として全国大会に出場した選手。
4. 特別栄誉賞については、五輪並びに世界選手権（又はワールドカップ）の二大会に日本代表として出場し、入賞した選手に特別栄誉賞を与える。

付 則

1. この規程は、昭和 56 年 4 月 11 日より施行する。
2. この規程に定めない事項については、理事会にて審議決定する。
3. この規程は、昭和 58 年 3 月 11 日より施行する。
4. この規程は、平成 元年 9 月 11 日より施行する。
5. この規程は、平成 2 年 9 月 17 日より施行する。
6. この規定は、平成 19 年 2 月 27 日より施行する。
7. この規定は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する
8. この規定は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
9. この規定は、令和元年 5 月 1 日より施行する。